

平成29年度 土肥小学校いじめ防止基本方針

I 基本方針

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるものである。

子供の尊厳を保持するために、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に関して、伊豆市立土肥小学校としての基本方針をここに定める。

- 1 学校内外を問わず、全ての子供がいじめを行わず、及び他の子供に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするための学校体制を構築する。
- 2 いじめは、どの子供にもどこでも起こり得る問題であるという認識のもと、いじめの早期発見のための対策を講ずる。
- 3 いじめを発見した場合は、学校、家庭、地域、関係機関と連携を図りながら、いじめ問題の解決に向けて取り組んでいく。

II いじめの定義

子供に対して、その子と一定の人間関係にある他の子供等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む）であり、その行為の対象となった子供が心身の苦痛を感じているものをいう。

III 基本的施策（いじめ防止等に対する措置）

1 学校におけるいじめの未然防止の措置

(1) いじめが起こりにくい集団づくり

ア 教職員と子供との信頼関係づくり

- ・子供の良さや可能性、行動や心情の変化、その背景に目を向けた子供理解に努める。
- ・どの子に対しても、一人の人間として尊重する態度で接する。
- ・よい表れやよい行動を積極的に取り上げ、認め、褒めていく。
- ・悩みや不安を抱える子には、共感的に関わり、可能な限り、自らの力で解決できるように助言や援助に努める。

イ 子供同士の望ましい人間関係づくり

- ・縦割り活動を通して、喜びや悔しさを分かち合い、友情や連帯感を育むとともに、特に学校のリーダーである6年生の自己存在感を高める。
- ・学級活動、児童会活動において、自治的活動の場をより多く設けることにより、自己満足感を積み重ねるとともに、生活上の諸問題を自らの力で解決できる力を育む。
- ・学ぶ楽しさを感じる授業を積み重ねることにより、自己肯定感を高めていくとともに将来に向けての夢を育む。
- ・授業での間違いや異なる意見を大切にし、そこから学ぶ姿勢や態度を育む。

(2) 子供自らがいじめについて考える機会の設定

ア 道徳の時間の充実

- ・道徳の時間において、一つ一つの道徳的価値について自己への問いかけが深められるよう努める。

イ 集団の自治能力を高める取組

- ・学級活動、児童会活動の中で、いじめについて主体的に考えるとともに、子供自らがいじめをなくそうとする活動の場の設定に努める。

(3) 学校・家庭・地域・関係機関との連携

ア 学校内における教職員の連携

- ・子供に関する情報の共有化を図り、実態に応じた適切な指導・支援の実現を図るために、職員会議等において情報交換の場を設定する。
- ・管理職は、個や集団のよい表れや努力などを日々情報交換できる教職員間の態勢づくりに努める。
- ・年度始めにおいて、子供の情報や指導過程等を、確実に引き継ぎ、継続的な指導を実現する。

- イ こども園、中学校との接続
 - ・小中一貫校への取組を通して、将来の中学生として生き方を見出すことができるようにする。
 - ・9年間を見通し、一貫した指導の確立に努める。
 - ・進学時には、詳細な情報交換を行い、その後の指導に生かす。
 - ・こども園との交流会などを通して、子供の様子を把握し、その後の指導に生かす。
- ウ 家庭・地域との横の連携
 - ・学級だよりや学校だよりを通して、教育方針や子供の表れ等の情報を家庭や地域に発信する。
 - ・家庭環境調査や家庭訪問によって、子供の家庭環境を理解する。
 - ・地域と積極的に関わり、日頃から連携を深めるように努める。
- エ 関係機関との連携
 - ・教育委員会、児童相談所、交番と可能な限り情報を共有し、状況に応じて連携した指導を行っていく。

2 いじめの早期発見のための措置

(1) 子供が出すサインを見逃さない

- ア 日常生活と比べて、表情や言動に変化がないか注視する。
 - ・日頃と違う表情をしていないか。
 - ・理由のはっきりしない遅刻や欠席はないか。
 - ・落ち着きがない、おどおどしている様子はないか。
- イ 学級の雰囲気注目する。
 - ・学級全体に無力感が漂っていないか。
 - ・一部のボスの子を中心に、相互の対立や享乐的雰囲気はないか。
 - ・素直に自分を表現しているか。
- ウ 他の子供と比べて違った言動や表情に注目する。
 - ・グループをつくるときいつも最後まで残っている子はいないか。
 - ・友達からの挨拶や言葉掛けが少ない子はいないか。
- エ 特定の子供への対応の違いに注目する。
 - ・一緒に遊んでいる友達に、異常なほど気遣いをしていないか。
 - ・特定の子が失敗すると、やじられたり笑われたりしていないか。

(2) 早期発見の手立て

- ア 観察
 - ・上記の視点から全教職員で子供の様子に注意し、また、担任は日記等も通して日々子供理解に努める。
 - ・小さなトラブルと思われることにも、複数の職員で対応することで子供の関係を立体的に捉え、理解を深めるように努める。
- イ 情報収集
 - ・担任は家庭との連絡帳等を通して、積極的に保護者からの情報収集に努めるとともに、他の教職員や地域らの情報も大切に、子供理解に努める。
- ウ 調査
 - ・定期的にいじめに対するアンケート調査等を実施する。
 - ・年度当初にQUテストを実施する。
- エ 相談体制の整備
 - ・保護者面談において、子供の気になる面について話し合う。
 - ・児童及び保護者が、スクールカウンセラーに気軽に相談できるよう、学校だより等で訪問日を知らせる。
 - ・日頃より子供との信頼関係はもとより保護者との信頼関係の構築に努める。

3 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

(1) 未然防止

- ア 情報支援員とも連携し、携帯電話やスマートフォン、インターネットの危険性について子供が学ぶ機会を設け、携帯電話やスマートフォン、インターネットによるいじめ防止のための啓発活動に努める。
- イ 携帯電話やスマートフォン、インターネットの利用について、保護者と子供とでル

ールを決め、約束を守って使用するよう保護者が指導することをお願いする。

(2) インターネット等によるいじめが発覚した場合の対処

ア 書き込みの削除依頼

- ・証拠を保存する。(日時、内容、サイト名、URL等)
- ・掲示板管理者へ削除を依頼する。
- ・管理者に依頼しても削除されない場合、プロバイダに削除を依頼する。
- ・相談機関(土肥交番及び大仁警察署生活安全課)に相談する。

イ いじめた子供への対応

- ・インターネット上での誹謗中傷は、人権侵害であり、犯罪であることを毅然とした態度で指導する。
- ・いじめられた子供との人間関係を含め、その背景にあるものをつかみ指導にあたる。
- ・保護者に事実を伝え、今後のインターネット等の利用の仕方について、本人及び保護者と協議する場を設けるとともに、今後の指導方針を伝える。

ウ いじめられた子供への対応

- ・保護者に事実を伝え、(ケースによっては)今後のインターネット等の利用の仕方について、本人及び保護者と協議する場を設ける。
- ・いじめた子供との人間関係を含め、その背景にあるものをつかみ対処する。

4 いじめの防止等の対策のための組織

- (1) いじめ防止等の対策に関する組織として、「いじめ問題対策委員会」を置く。
- (2) いじめ問題対策委員会は、いじめ防止及び問題解決のために、校長が招集する。最終決定権者は校長とする。
- (3) いじめ問題対策委員会の委員は、基本的に全教職員とする。ただし、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーまたは関係機関もこれに参加する。

5 いじめに対する措置

(1) いじめ問題対策委員会の開催

- ・校長の指導の下、事案に応じて委員を招集し、ケース会議を開催する。ケース会議は、問題解決まで継続的に行っていく。

(2) 多方面からの情報収集による全体像の把握

- ・いじめられた子供の話をもとに、いじめた子供、周囲の子供、関わりのある教職員、保護者からの聞き取りを行う。
- ・聞き取った情報を一元化し、「いじめの背景」「子供の心理」等を含むいじめの全体像を把握する。
- ・ケース会議によって、具体的な対応方針や指導計画を決定する。全教職員参加のケース会議でない場合は、全教職員へ周知する。

(3) 解決に向けた支援と指導(基本)

ア いじめられた子供への支援

- ・最も信頼関係ができていない教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝える。
- ・子供の思いを聞きながら、学校生活の具体的なプラン(別室登校や登下校の方法など)を立てる。
- ・心のケアや登下校、休み時間の見守りなど具体的な安全確保を教職員で分担する。

イ いじめた子供への指導

- ・事態の深刻さを認識させ、いかなる事情があってもいじめは許されないことを、毅然とした態度で伝える。
- ・安易な謝罪で済ませず、相手の心の痛みを理解させ、自らの生き方をじっくり考えさせる指導に努める(心に落とす)。
- ・いじめに至った原因や背景を踏まえ、継続的に立ち直りに向けた支援や指導を行っていく。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると判断した場合は、土肥交番または大仁警察署と連携し対処する。

ウ 周囲の子供への指導

- ・はやし立てたり見て見ぬふりをしたりすることは、いじているのと同じであることを理解させる。

- ・ 勇気ある行動ができなかった自分を見つめ直し、個人や集団で再発を防ぐための具体的な手立てを指導する。
- ・ 必要に応じて、学級、学校全体へ再発防止に向けた指導を行う。

エ 保護者への対応

- ・ 保護者に事実を伝え、指導方針と具体策を提示して再発防止への協力をお願いする。
- ・ 解決するまで学校が主となって取り組み、解決後も定期的に学校の様子を報告する。
- ・ 保護者間の争いが起こらぬよう対応することは当然であるが、やむを得ない場合は、教育委員会等第三者の協力を得て対応にあたる。

(4) 経過観察と再発防止に向けて

ア 継続的な経過観察による追加支援

- ・ 解決したと思っていたいじめが継続していたり、立場が逆転して再発するということも起こりえる。保護者と連携しながら子供の経過観察を行い、必要に応じていじめ問題対策委員会を招集し、問題の再検討と事後指導の評価を行い、追加支援策を検討する。

イ 再発防止・未然防止に向けた指導体制の点検

- ・ 学校全体のいじめの再発防止・未然防止に向けた指導体制を見直し、再構築する。

6 重大事態への対処

- (1) 以下に該当する事案が発生した場合は、重大事態と判断し、その対処にあたる。
 - ・ 子供の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時。
 - ・ いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時。
- (2) 重大事態が発生した場合、校長は速やかに教育長、市長に報告する。また、生命、身体、財産に重大な被害が生じるおそれがある時は、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (3) 校長は、いじめ問題対策委員会を招集し、速やかに適切な方法によって、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、今後の指導方針を明確にし、迅速に事案の解決にあたる。
- (4) 校長は、いじめられた子供及び保護者に対して、当該調査結果を適切に提供するとともに、事態解決に向けた具体的な取組を伝え、関係者全員で心のケアにあたる。
- (5) 校長は、いじめた子供及び保護者に対して、当該調査結果を適切に提供するとともに、事態解決に向けた具体的な取組を伝え、関係者全員で心のケアにあたる。
- (6) 校長及び教員は、いじめられた子供やその他の子供が安心して教育を受けられないような事態にあり、教育上必要と認められる場合、いじめた子供に対して懲戒を加えることができるものとする。
- (7) 校長は、いじめられた子供やその他の子供が安心して教育を受けられないような事態にあり、教育上必要と認められる場合、いじめた子供の出席停止に係る意見を教育委員会に具申する。
- (8) 校長は、命に関わる重大事態が発生した場合は、躊躇なく、関係機関（「CRT派遣」）に支援を求めることとする。

7 学校評価

- (1) いじめ防止、早期発見等の取組について、適切な措置が行われているかについて学校評価（自己評価及び学校関係者評価）の中で取り扱うものとする。